

## 受益者負担の適正化に関する指針(案)の概要

目 的	利用者の受益と負担のあり方や負担額の算定方法を明らかにし、受益者負担の適正化を図る。（原価積上げ方式による使用料等の算定）
基 本 的 な 考 え 方	<p>①受益者負担の原則 受益者から公共サービスが持つ公共性の強弱に応じた応分の負担を求める</p> <p>②算定方法の明確化 施設の維持管理費、サービス提供に要したコストを算定の基礎とする</p> <p>③定期的な見直し 概ね3～5年毎に全ての使用料・手数料の算定を見直す</p>
対 象	原則、全ての使用料・手数料 (法令等で基準額等が定められているもの等は除く)
算 定 基 準	<p>*使用料（面積あたり） 1㎡1時間あたりの単価×貸出面積×貸出時間×負担割合÷施設稼働率 ※1㎡1時間あたりの単価＝年間原価÷総面積÷年間稼働時間</p> <p>*使用料（1人あたり） 1人あたりの単価×負担割合 ※1人あたりの単価＝年間原価÷年間利用者数</p> <p>*手数料（1件あたり） 1件あたりの単価（年間原価÷年間処理件数）</p>
原 価 対 象	維持管理費及び人件費、減価償却費 (イニシャルコスト、大規模修繕費、公債費は原価積算対象としない)
負 担 割 合	<p>公共性の強弱に応じた応分の負担割合を設定 使用料…公益的・必需的 15%公益的・選択的 50% 私益的・必需的 50%私益的・選択的 85% 手数料…100%</p> <p>※近隣自治体や民間との均衡、同種サービス間の料金調整等を踏まえ、負担割合を増減することができる（±15%の範囲）</p>
各 種 調 整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割増・割安料金の設定</li> <li>・激変緩和措置</li> </ul>
減 免 基 準 の 整 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在統一されていない減免基準の整理を行う</li> </ul>

現在、当該指針(案)に基づく使用料・手数料の見直しを行うべく、市の使用料・手数料の現状の整理を行っているところ。

今後、各使用料等の原価を把握の上、料金の見直しを行う予定。

【参考：現在料金徴収を行っていない施設】

子育て支援センター（にっこりあ）、各地区公民館・社会教育活用施設